

横須賀市報

号外第 23 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

監査委員公表

- ◇監査の結果報告に係る措置の公表について 1
- ◇包括外部監査の結果報告に係る措置について10
- ◇監査結果の報告について22

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和3年第8号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和3年5月10日付け横須賀市監査委員公表令和3年第5号をもって公表した定期監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年8月10日

横須賀市監査委員	川 瀬 富士子
同	丸 山 邦 彦
同	加 藤 眞 道
同	石 山 満

[市長室]

1 予算の執行に関する事務

職員服務規程によると、職員は、出張をするときは、出張命令書により上司の決裁を受けなければならないとされているが、令和2年9月分の出張命令書において旅費の過不足はなかったものの、決裁を受けていないものがあったので、今後は、職員服務規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(秘書課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、職員服務規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、室内において周知徹底した。

2 支出に関する事務

- (1) 予算決算及び会計規則では、支出負担行為に必要な主な書類のうち債権者の請求書は、市長あてのものでなければならないと規定されているが、来客接待用茶葉にかかる食糧費の支出において、請求書のあて名がないものがあったので、今後は予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(秘書課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、室内において周知徹底した。

- (2) 広報紙の配布に係る手数料について、配布部数に手数料単価を乗じて得た額を支出すべきところ、1町内会において配布部数と対応しない金額が記載された請求書に基づいて支出した結果、80円の不足が生じていた。必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

(広報課)

措置の内容

不足が生じていた手数料については支出を行った。今後は、当該事務において複数人での確認を行うよう、室内において周知徹底した。

- (3) 旅費の支出において、令和2年7月分の旅費（基地対策業務）の算出誤りにより支給超過が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

(基地対策課)

措置の内容

支給超過分について、戻入を行った。今後は、旅費の支給について適正な事務処理を行うよう、室内において周知徹底した。

3 契約に関する事務

地方自治法によれば、普通地方公共団体が契約する契約書については当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印することが必要とされているが、広報よこすか製作委託に係る変更契約書において受託者の代表者氏名が記載されていなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。 (広報課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、地方自治法の認識不足から生じたものであった。今後は、同法に基づいた適正な事務処理を行うよう、室内において周知徹底した。

4 財産管理に関する事務

郵便切手及びはがきの管理において、物品受払簿に所属長の決裁を受けていないものがあつた。また、郵便切手について受払いの一部が記入されておらず、保有枚数と物品受払簿の残数が一致しないものがあつたため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。 (秘書課)

措置の内容

郵便切手の受払簿の残数については速やかに修正した。今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理を行うよう、室内において周知徹底した。

[経営企画部]

1 支出に関する事務

- (1) 令和2年10月8日、9日新居浜市役所視察（その他分）の旅費の支出について、算出誤りにより支給不足が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。（企画調整課）

措置の内容

不足が生じていた旅費については、速やかに支出手続を行った。今後は、旅費支給条例及び旅費支給事務取扱要領に基づき、適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

- (2) 専門委員の報酬については、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例において、その月分の報酬は翌月15日までに支給することと規定されている。しかし、都市政策研究所専門委員報酬について、令和元年度予算で執行すべき令和2年3月分が、令和2年度予算として同年7月28日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。（都市戦略課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例の認識不足から生じたものであった。今後は、同条例に基づき支給期限を遵守するよう周知徹底した。

2 契約に関する事務

- (1) 契約規則では、契約書の作成について記載しなければならない事項について定められているが、「横須賀プログラミング“夢”アカデミー運營業務」の業務委託契約において、記載等が必要とされる業務委託契約約款及び仕様書等が添付されていない契約書により受託者と契約していた。また、契約事務取扱規程では、随意契約により契約を締結するものは伺書に理由書を添付しなければならないと規定されているが、予算執行伺書において契約課長の随意契約事前審査による承認書は添付されていたものの、随意契約理由書が添付されていなかった。今後は、契約規則及び契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。（企画調整課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、契約規則及び契約事務取扱規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則及び同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

- (2) 予算決算及び会計規則では、備品購入費の支出について支出負担行為として整理する時期は、契約締結のとき又は請求されたときとされているが、テレワーク端末機器一式（増設分）の備品購入費の支出（議会の議決に付すべき契約）において、議会で可決された本契約日ではなく仮契約日より支出負担行為が行われていたため、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。（情報システム課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

- (3) 横須賀市個人情報保護条例第13条では、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならないと定めている。「令和2年度久里浜第1地区市街地再開発事業に係る計画コーディネート業務委託」において、個人情報の取扱いを伴う業務を委託しているが、仕様書の注意事項では「受託者は横須賀市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。」と定めるに留まり、個人情報取扱事務委託基準に基づく「個人情報の取扱いに関する特記事項」を契約書に添付しておらず、個人情報を保護するために必要な措置の水準としては不十分な状態となっていた。なお、平成30年度の本件委託に係るこの事案は、前回の定期監査においても指摘事項としていた。今後は、同条例の規定に基づいた個人情報の保護に必要な措置を講じられたい。（まちづくり政策課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、横須賀市個人情報保護条例及び個人情報取扱事務委託基準の認識不足並びに前回の定期監査における指摘事項に関する周知及び指摘後のチェック体制が不十分であったため生じたものであった。今後は、更なるチェック体制を整えるとともに、同条例及び同基準に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

[こども育成部]

1 予算の執行に関する事務

- (1) 職員服務規程によると、職員は、出張をするときは、出張命令書により上司の決裁を受けなければならないとされているが、健康福祉センター運営管理事業における令和2年4月分の普通旅費（日帰り）の支給において、出張命令書により上司の決裁を受けておらず、職員に対する旅費が支給されていないものがあった。必要な措置を講じるとともに、今後は、職員服務規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。（こども健康課）

措置の内容

未支給となっていた旅費については、速やかに支給手続を行った。

今回の指摘事項の原因は、出張命令書回議時における上司の決裁確認漏れ及び旅費支出時における事務処理担当者の事実確認不足により生じたものであった。

今後は、上司の決裁確認漏れがないよう回議時に出張者が工夫をするとともに、事務処理担当者も決裁が完了していない案件については、出張者へ確認するなど適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

- (2) 令和2年度私立幼稚園等教材等購入費等補助金に係る補助金等交付申請書に添付された事業計画書について、交付金額の算定に誤りはなかったものの、補助金の対象経費である備品費の内訳が誤って記載されているものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（幼保児童施設課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、事業計画書の内容の確認不足から生じたものであったので、今後は、補助金交付手続において必要書類に記載された内容の確認を徹底するよう、部内において周知徹底した。

2 収入に関する事務

保育課出納員領収印（保育園10園分）について、予算決算及び会計規則で定める出納員領収印の様式と異なっていたので、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。（保育課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の認識不足から生じたものであった。既に同規則の様式に則った出納員領収印を作成し、公立保育園10園に送付した。今後は、新しい出納員領収印を使用するよう公立保育園

10園に対し周知徹底した。

[こども家庭支援センター]

1 予算の執行に関する事務

- (1) 専決規程によると、特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）の任免については人事課長に合議する必要があるが、青少年相談業務非常勤職員（特別職）の任命について、人事課長に合議することなく、こども家庭支援センター長の決裁により決定していたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。（こども家庭支援課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、専決規程の認識不足から生じたものであった。今後は、同規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、センター内において周知徹底した。

- (2) 職員のサービスの宣誓に関する条例では、新たに職員となった者は、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないと定められているため、職員となってから宣誓書に署名する必要があるが、会計年度任用職員の任用において、職員となるよりも前の日付をもって宣誓書に署名されていたものがあったので、今後は、職員のサービスの宣誓に関する条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。（児童相談課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、職員のサービスの宣誓に関する条例の認識不足から生じたものであった。そこで、同条例を確認し適正な事務処理を行うことについて、センター内において周知徹底した。

- (3) 職員サービス規程によると、職員は、出張をするときは、出張命令書により上司の決裁を受けなければならないとされているが、児童相談課の児童相談所運営事業における令和2年10月分の普通旅費（日帰り）の支給において、職員に対する旅費は支給されていたものの、出張命令書により上司の決裁を受けていないものがあったので、今後は、職員サービス規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。（児童相談課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、出張命令書の様式が誤っていたことが後日判明し、修正した際に決裁が漏れたことにより生じたものであった。そこで、旅費支給事務取扱要領及び職員サービス規程を確認し適正な事務処理を行うことについて、センター内において周知徹底し、さらに、誤って使用した様式に注意喚起の文言を表示することで、再発防止を図った。

[みなと振興部]

1 予算の執行に関する事務

職員服務規程によると、職員の出張について、市内出張をする場合で、旅費の支給が見込まれないときは、上司の口頭による承認によることができるとされ、上司の口頭による承認を受けた職員は、出張命令簿にその月の出張先等を記入し、上司に報告し決裁を受ける旨定められている。しかし、令和2年6月分の出張命令簿において、上司（課長）の報告に係る決裁を受けていないものがあったので、今後は、職員服務規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。（水産振興課）

措置の内容

今後は、職員服務規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

2 契約に関する事務

契約事務取扱規程によれば、検査員は、検査を行ったときは、検査書により主管部長等に報告しなければならないが、50万円以下の随意契約にあっては、請求書に検査印を押印することにより、検査書を省略することができる旨定められている。

しかし、東京湾クリーンアップ大作戦ポスター制作業務委託に係る支出命令において、検査印が請求書ではなく、請求書を貼付した台紙に押印されていたので、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。（港湾企画課）

措置の内容

今回の事例を職員に周知し、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

3 財産管理に関する事務

現金等価物の管理において、収入印紙に係る物品受払簿が作成されておらず、受払いの経過が明らかにされていなかったため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。（港湾企画課）

措置の内容

収入印紙に係る物品受払簿を作成し、物品受払簿の取扱いについて、部内において周知徹底した。

また、今後は、物品管理において不備が起こることが無いよう、適切な管理の実施について、部内において周知徹底した。

横須賀市監査委員公表

令和3年第9号

包括外部監査の結果報告に係る措置の公表について

令和3年3月29日付け横須賀市監査委員公表令和3年第3号をもって公表した包括外部監査の結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により次のとおり公表します。

令和3年8月10日

横須賀市監査委員	川	瀬	富士子
同	丸	山	邦彦
同	加	藤	真道
同	石	山	満

[文化スポーツ観光部]

I 観光に関する事業の実施状況（文化スポーツ観光部）

1 観光に関する計画の実施状況

1-2 観光振興に関するPDCA

指摘1 「横須賀市観光振興推進委員会の会議要旨未作成について」

市は、横須賀市観光立市推進条例第17条に基づいて横須賀市観光振興推進委員会を開催している。審議会等の設置及び運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第11条においては、「所管課は、審議会等の会議の公開非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに議事録を作成しなければならない。」と規定されている。委員会は、要綱第2条に定める審議会等に該当するため、会議終了後に議事録を作成する必要があるが、2016年7月7日以降の会議要旨（議事録）が未作成であることから、委員会での議論の内容が不明である。議事録が未作成である理由は、議事録を作成する担当者が代わった際に、前任の担当者から後任の担当者へ必要な事項の引継ぎが十分になされなかったことであるという。

会議要旨は、委員会での審議内容や検討過程、課題やそれに対する善後策等の結果を明らかにするものであり、今後の施策や事業展開の立案等の検討において有用なものである。要綱に従って適時に会議要旨（議事録）を作成することが必要である。

措置の内容

観光振興推進委員会の開催当日の音声データや、会議資料などをもとにして、2016年7月7日以降の会議要旨（議事録）を作成した。今後は、要綱に従って適時に会議要旨（議事録）を作成するよう部内において周知徹底した。

指摘2 「横須賀市観光振興推進委員会の会議要旨及び資料等の情報公開について」

市は、要綱第12条に基づき市のホームページにおいて、横須賀市観光振興推進委員会の開催案内や会議要旨、委員会資料等を情報公開しているが、監査の過程でホームページを査閲したところ、2016年7月7日以降の委員会資料等が情報開示されていなかった。

本来であれば、前述の未作成である会議要旨を含め、委員会資料等とともに開示すべきであるが、少なくとも委員会資料等は開示してお

く必要がある。ホームページによる情報提供は、市の観光振興に係る施策や方針、状況の把握を行うための重要な手段であり、市の説明責任の確保という重要な役割がある。

要綱に基づいて、適時に漏れなく正確にホームページに掲載することにより、市の情報開示にかかる説明責任を十分に果たすことが必要である。

措置の内容

2016年7月7日以降の観光振興推進委員会資料及び議事概要について、市のホームページに掲載した。今後は、要綱に基づいて適時にホームページに掲載するよう部内において周知徹底した。

3 (文化振興課) 所管事業

3-2 指定管理者事業

3-2-1 芸術劇場管理事業

指摘3 「共同購入時の検収について」

文化振興課は、自動体外式除細動器(AED)の購入(105千円)において、経済合理性の観点から公園管理課との共同購入を行い、公園管理課で一括して執行事務を実施し、芸術劇場への納品を受けた。しかし、当該備品の納品・検収時において、公園管理課に宛てた契約執行事務依頼の文書において、公園管理課が共同購入を行った際の検査人は「文化振興課の職員」が行うとしていたにも関わらず、文化振興課では検査書の作成が行われておらず、公園管理課の検査書のコピーが添付されている。

契約事務取扱規程第11条「検査の範囲」において、物品の購入に関する検査は主管課が行うものとされている。また、同規程第14条「検査等の結果報告」において、検査を行った場合検査書により主管部長等への報告を行うこととされている。

本件における主管課は、契約執行事務依頼文書において検査人を文化振興課の職員とすると記載している以上、文化振興課であると考えられる。共同購入時の検査のルールが市内で不明確であったため、文書と異なり、検査書の作成が漏れたとのことであるが、現状では主管課である文化振興課として検査・検収を行ったことが説明できない状態となっている。現状の契約事務取扱規程に従う場合、主管課が検収を行うことが必要である。

一方、共同購入において一か所に納品される場合など、効率性の観点から特定部署がまとめて検収を行うことも考えられる。この場合、規程との整合性を図りつつ、契約執行事務依頼文書を発行する時点で代表となる主管課を明確にし、検査人・立会人を代表主管課の職員にすることが必要である。

措置の内容

今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

3-3 芸術劇場設備更新事業

指摘4 「検査書に係る決裁印について」

「芸術劇場大劇場 小劇場音響設備改修修繕」(9,405千円)の検査書において課長の決裁印が漏れていた。横須賀市契約事務取扱規程第14条において、「検査員は、検査を行ったときは、立会人と連署のうえ、検査書により、主管部長等又は主管課長等及び工事検査課長に報告しなければならない」とされている。検査書の決裁は、課としての検収が完了したことを示すものであると言える。原因は押印漏れとのことであるが、決裁印がないことから、報告が適切に行われたことを示す証拠がない状況にある。決裁行為のルールの順守を徹底する必要がある。

措置の内容

今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

5 (観光課) 所管事業

5-3 集客プロモーション事業

指摘5 「出張命令書の承認漏れについて」

集客プロモーション事業に係る2019年11月の出張命令書において、担当課長等の押印がなされていないものがあつた。原因は押印漏れとのことであるが、適宜に決裁がなされているとは言えないため、決裁行為のルールの順守を徹底する必要がある。

措置の内容

今後は、職員服務規程に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

5 - 4 観光団体助成事業

指摘6 「補助金支出事業に関する変更申請について」

市が助成する「よこすか開国祭」（当初予算額60,449千円。2019年5月（開国Dan'cin）および8月（花火大会）に開催）において、花火大会時にうみかぜ公園で恐竜パークが開催されていたため追加コスト（6,858千円 平成ふ頭特別観覧会会場費）が発生した。市の補助金等交付規則第6条「事業計画変更」の承認等では、事業計画を変更する場合は「すみやかに事業計画変更申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない」とされている。

しかし、当該状況の変化が判明した段階でのやり取りや、当該追加コストにかかる市としての認識に関する文書が存在せず、横須賀市観光協会から事業計画変更申請書を受け取ったのは2020年3月2日であった。

本件は横須賀市観光協会への補助金であり、他の助成事業とあわせて一括して交付を行うため、追加支出の要否がある程度確定するまでは申請の遅れを許容したという事情はある。しかし、本来追加の補助金を支払うか否かは個別の助成事業ごとに検討すべき事項であり、事業計画変更申請書は市として補助金を支出する合理性や妥当性を検討するために必要な資料であることから、提出の遅れを許容すべきものではない。

市は、上記規則に則り、計画の変更を認識した段階で事業計画変更申請書を入手し、補助金の変更の要否について検討することが必要である。

措置の内容

横須賀市観光協会へのイベント補助金に関して、今後は、計画の変更を認識した段階で事業計画変更申請書を入手するとともに、申請書に基づき補助金変更の要否を検討するよう部内において周知徹底した。

[みなと振興部]

Ⅱ 港湾に関する事業の実施状況

1 (港湾企画課) 所管事業

1-1 横須賀港港湾計画改訂事業(再興プラン事業)

指摘7 「成果物の紛失について」

業務委託契約(「横須賀市港湾部管理施設等無人航空機写真撮影業務委託契約」)の成果物として電子データCD-Rで納品されたうちの一枚が紛失していた。市によれば、写真は複数のCD-Rに分けてすべて納品されたが、データを課のコンピューターにコピーし、その後は、主にコンピューター内のデータを用いていたため、CD-Rの紛失に気付かなかった。紛失したCD-Rはおそらく市のいずれかの課に貸与し、戻ってきていないものと思われるとのことであった。

しかし、CD-Rは電子データである電磁的記録を内蔵するものであるところ、市職員が取得した電磁的記録は公文書にあたり(公文書管理規則第2条第1号)、公文書の所在は把握できる状態にしておかなければならない(同第3条第1項)。

したがって、今後は成果物の管理には、より一層注意されたい。

なお、市は、紛失に気づいた後、再発を防止するため、成果物等の管理ノートを作成したとのことである。

措置の内容

紛失の再発を防止するため、今後は、成果物を貸し出す際に貸出簿による管理を行うよう部内において周知徹底した。

2 (港湾総務課) 所管事業

2-1 港湾施設使用料

2-1-2 債権管理

指摘8 「債権管理条例に規定された徴収計画の未整備について」

債権管理については、債権管理条例等によってルールが定められている。横須賀市債権管理条例第3条では、債権管理のために台帳を整備し、徴収計画を策定することを求めている。

所管課においては、港湾使用料に関する債権管理を行うための台帳の整備を行っているが、徴収計画を策定しておらず、督促状送付や電話による催告などの業務について、属人的な対応となってしまう。

債権の徴収計画を整備し、横須賀市債権管理条例を遵守し債権管理を行う必要がある。

措置の内容

今後は、徴収計画を策定するとともに、債権回収の効率化について業務マニュアルの作成も含め検討していく。

2-2 港湾施設運営経費

指摘9 「横須賀港港湾管理業務及び港湾管理業務委託業務に関する業者からの報告書の提出確認について」

「作業終了書発行報告書」は横須賀港港湾施設管理業務仕様書第14条に定める業務報告書の一部であり、その月の作業終了を事後的に確認するために必要な書類であることから、業務報告書の提出時には、提出物をリスト化するなど漏れがないことを十分に確認する必要がある。

措置の内容

今後は、業務報告書の提出時に提出書類の精査をするよう部内において周知徹底した。

2-3 港湾施設管理事業

指摘10 「収支決算書における保険料の決算額について」

保険料の予算額と決算額との差異については、実施結果に前述しているが、指定管理者の交代における前指定管理者と現指定管理者との保険料相当額の最終的な負担は、市には関係がなく、2019年度の施設賠償責任保険の保険料については、前指定管理者が実際に支払いを行っており、対象期間である2019年4月1日からの1年間について施設賠償責任保険に適切に加入していることから、前指定管理者が本来2019年度の収支報告において計上すべきものである。

したがって、収支報告における保険料の決算額に計上漏れがあるため、指定管理者に修正を依頼する必要があった。

措置の内容

計上すべきであった施設賠償責任保険の保険料については、前指定管理者から保険料を計上した収支報告書の提出を受けた。今後は、このような計上漏れのない、適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。

2-4 漁港維持修繕事業

指摘11 「工事の検収について」

「秋谷船舶保管施設管理事務所小破修繕」の事例のように、工事請負業者からの報告資料である「工事用アルバム」などの提出物について内容を適切に確認しないと、日付の矛盾から工事の完了日について偽装したのではないかとの疑いを招くおそれがある。したがって、所管課として検査書を発行する前に内容確認を適切に実施し、時系列等に矛盾がないことも含めて十分な検収確認を行わなければならない。

措置の内容

工事請負業者からの提出物について、今後は、検査前に内容確認を適切に行い、十分な検収確認を行うよう部内において周知徹底した。

2-5 船員法第104条に基づく事務（法定受託事務）

指摘12 「雇入（雇止）届出書の記載について」

雇用契約の成立等の届出に関する船員法施行規則第19条及び第20条関係書式として定められている第六号書式（以下「六号届出書」という）下段の「記載心得5」によれば、六号届出書の備考欄には、雇入の場合は、「新規雇用」、「社内転船」などの別、雇止の場合は、「退職」、「解雇」等の別を記入することになっている。

しかし、市作成の2019（令和元）年8月6日付「雇入・雇止手順書」と題するマニュアルには、備考欄にはスタンプを押す旨の記載がされており、実際これに従い、本届出書の備考欄にはSeafarers Labor Officeの受領印を押す取り扱いを行っている。

市によれば、新規雇用、社内転船などの記載は船員手帳にも記載されるので、本届出書の備考欄には重ねて記載していないとのことである。

しかし、船員手帳は船員が保有する物であり、他方六号届出書は行政機関へ提出し、管理されるものである。とすれば、船員手帳への記載が、届出書への記載を免れる理由にはならない。また、特に雇止の原因は船員にとって重要な事項である。

したがって、速やかにマニュアルの修正を行い、六号届出書の記載心得に従った記載方法に改める必要がある。

措置の内容

今後は、雇入（雇止）にかかる六号届出書の備考欄への記載を確認

するようマニュアルに追記することについて、部内において周知徹底した。

2-6 資産管理

指摘13 「港湾台帳の事業費総額の誤りについて」

2017年度に完成した大津港口防波堤について、港湾台帳に記載の事業費総額（357,054千円）と、固定資産台帳上の取得価額439,938千円が異なっていた。

所管課によれば、単純な計算誤りとのことである。今後の集計誤りが起きない体制の構築が望まれる。どちらか一方を先に決定し、そこから金額等を転記すれば正確性が担保される。

措置の内容

現在は施設完成時に取得価格を固定資産台帳に登録するため、工事担当の港湾整備課から固定資産台帳を管理する財務管理課へ報告をしているが、今後は、港湾整備課から取得価格を財務管理課へ報告する際に、港湾台帳を管理する港湾管理課にも併せて報告し、計上漏れや誤りが発生しないよう体制を整備する。

指摘14 「港湾建設課から財産管理課への漏れのない報告について」

港湾台帳記載の久里浜1号浮棧橋から4号浮棧橋について、港湾建設課から財産管理課への報告が漏れていたため、固定資産台帳上、本勘定にも建設仮勘定にも計上がなかった。

久里浜1号浮棧橋から4号浮棧橋は実際に存在しており、公有財産の動産の一項目であることから、報告漏れのない仕組みを構築する必要がある。

措置の内容

現在は施設完成時に取得価格を固定資産台帳に登録するため、工事担当の港湾整備課の総務係で確認作業を行い、固定資産台帳を管理する財務管理課へ報告をしているが、今後は、港湾整備課内の他の係にも報告前に確認作業を依頼し、報告漏れが発生しないよう体制を整備する。

指摘15 「固定資産台帳の取得日と供用開始日の整合性確保について」

2018年度の固定資産台帳を閲覧したところ、供用開始日が取得日より

りも前になっている不自然なものがあった。所管課に確認したところ、供用開始日の登録が勘違いによる誤りであった。

減価償却の計算も供用開始日から計算されているため、減価償却費の計算にも影響があるので、固定資産台帳の新規登録資産については、その内容について正しく登録がされているかの確認作業が必要である。

措置の内容

現在は施設完成時に取得価格を固定資産台帳に登録するため、工事担当の港湾整備課の総務係で確認作業を行い、固定資産台帳を管理する財務管理課へ報告をしているが、今後は、港湾整備課内の他の係にも報告前に確認作業を依頼し、報告の記載誤りが発生しないよう体制を整備する。

[財務部]

Ⅱ 港湾に関する事業の実施状況

2 (港湾総務課) 所管事業

2-6 資産管理

指摘14 「港湾建設課から財産管理課への漏れのない報告について」

港湾台帳記載の久里浜1号浮棧橋から4号浮棧橋について、港湾建設課から財産管理課への報告が漏れていたため、固定資産台帳上、本勘定にも建設仮勘定にも計上がなかった。

久里浜1号浮棧橋から4号浮棧橋は実際に存在しており、公有財産の動産の一項目であることから、報告漏れのない仕組みを構築する必要がある。

措置の内容

毎年4月に財務部から各部あてに、所管財産の前年度末現在高状況について報告書提出を依頼しており、その報告の中に公有財産の動産の項目も含まれている。このため、動産の数量に変動があった際にはこの時に把握できるため、報告漏れがあれば速やかに公有財産台帳及び固定資産台帳への登録を行っている。

また、毎年7月には、各部が前年度に支出した工事等の伝票が、どの資産に結びついているのかをマッチングさせる作業を各部あて依頼している。この作業の中でも、前年度の資産の異動について報告漏れがある場合には速やかに台帳への登録を行っている。

前述の4月と7月の2つの報告により、報告漏れを防ぐ仕組みはあるものの、それでも漏れが発生する可能性があるため、今後は、7月の報告の際には財務部においても、各伝票の中から資産の取得に関わりそうな工事や、大きな金額の支出についてマッチングがなされていなければ、報告漏れを疑い各部へのヒアリングを強化していくことで報告漏れを防いでいきたい。

指摘15 「固定資産台帳の取得日と供用開始日の整合性確保について」

2018年度の固定資産台帳を閲覧したところ、供用開始日が取得日よりも前になっている不自然なものがあった。所管課に確認したところ、供用開始日の登録が勘違いによる誤りであった。

減価償却の計算も供用開始日から計算されているため、減価償却費の計算にも影響があるので、固定資産台帳の新規登録資産については、

その内容について正しく登録がされているかの確認作業が必要である。

措置の内容

本件については、平成 29 年度の固定資産台帳開始時に全資産を一斉登録した際に、各部からの報告データに誤りがあったものを見落としそのまま登録してしまったことによるものである。現在、新規の資産を登録する際は各部からの報告書を 1 件ずつチェックし、供用開始日が取得日以降になっているか確認している。また、固定資産台帳は 1 年間の蓄積した異動データをシステムに取り込むことによって完成させているのだが、今後は、取り込む前に異動データ上で取得日と供用開始日の逆転現象が起きていないかチェックする体制を構築していきたい。

横須賀市監査委員公表

令和3年第10号

監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和3年8月10日

横須賀市監査委員	川	瀬	富士子
同	丸	山	邦彦
同	加	藤	真道
同	石	山	満

財務部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

財務部の所管に属する令和2年4月1日から令和3年2月28日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和3年4月16日から同年6月30日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 収入に関する事務

「令和2年度地方公共団体金融機構長期借入申込書（10月借入分）の提出について（一般会計：臨時財政対策債）」の決裁文書において、専決規程によると、市債借入施行は部長の専決事項と規定されているものの、部長の決裁を受けていなかった。また、文書管理システムへの登録において、登録された伺い文には紙決裁と異なる誤った借入額を登録していたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（財務課）

(2) 支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、非常勤特別職員の月額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することと規定されている。しかし、第6回横須賀市入札監視委員会委員報酬について、令和2年6月開催分が同年8月19日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（契約課）

(3) 財産管理に関する事務

集会所予定地（金谷2丁目公園横）において、公有（普通）財産貸付申請及び承認に係る事務処理が行われていないもの（電柱の支線柱1基、支線1基）があったので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。

（財務管理課）

税務部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

税務部の所管に属する令和2年4月1日から令和3年2月28日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和3年4月16日から同年6月30日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 予算の執行に関する事務

ア 任用開始日が令和3年1月12日の「会計年度任用職員（パートタイム職員）の任用について」の決裁文書において、起案日、決裁日及び完結日が任用日より後の日付になっていたため、今後は適正な事務処理に改められたい。

（市民税課）

イ 専決規程によると、委託料で500万円を超えるものは部長の専決事項と規定されている。しかし、「令和2年度固定資産税納税通知書等印字・封入封緘業務委託」の予算執行において、専決規程で定められた部長の決裁を受けていなかったため、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（資産税課）

(2) 収入に関する事務

専決規程によると、国・県支出金の交付決定は部長の専決事項と規定されている。しかし、「特別とん譲与税譲与金の譲与について」の譲与金決定通知の決裁文書において、専決規程で定められた部長の決裁を受けていなかったため、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（税制課）

(3) 支出に関する事務

令和2年6月分、10月分及び令和3年1月分の旅費（固定資産税賦課事務費）の支出において、算出誤りにより支給不足が生じていたため、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

（資産税課）

市民部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

市民部の所管に属する令和2年4月1日から令和3年2月28日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和3年4月16日から同年6月30日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 予算の執行に関する事務

職員服務規程によると、職員は、出張をするときは、出張命令書により上司の決裁を受けなければならないとされているが、地域安全課の地域安全安心活動推進事業における令和2年10月分の普通旅費（日帰り）の支給において、出張命令書により上司の決裁を受けていないにもかかわらず、職員に対する旅費は支給されていたものがあったので、今後は、職員服務規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（地域安全課）

(2) 契約に関する事務

契約規則によると、契約書には契約の目的など契約に必要な事項を記載しなければならないとされている。しかし、横須賀市特別定額給付金システム用機器借上に係る賃貸借契約において、複数の物件を借り上げているが、それぞれの物件の品名、単価、数量等の内訳が確認できる仕様書等が添付されていない契約書により契約していたので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（地域安全課）

（別表）

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
西行政センター特定天井及び外壁タイルその他改修工事 (西行政センター)	191,325,640円	令和2年1月16日	令和2年1月16日 ～ 令和2年10月15日

環境政策部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

環境政策部の所管に属する令和2年4月1日から令和3年2月28日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和3年4月16日から同年6月30日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる指摘事項については適正な措置を講じ、意見については検討されたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 指摘事項

ア 支出に関する事務

(ア) 旅費の支出において、令和2年9月分の旅費（みどりの愛護のつどい推進事業）の算出誤りにより支給超過が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

（自然環境共生課）

(イ) 令和2年度横須賀市地域水質保全協議会補助金については、補助金等交付規則に基づき、補助金の交付に当たっては補助金等交付申請書の提出を受け補助金の交付決定を行い、交付決定日以降の日付が記載された請求書の提出が必要となるが、補助金の交付決定よりも前の請求年月日が記載された請求書の提出を受けて補助金を交付していたので、今後は、補助金等交付規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（環境管理課）

(ウ) 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について事件又は用務終了後10日（休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成することと規定されているが、公用車に係る自動車重量税及び自動車賠償責任保険料の支出について、10日を超えて精算が行われていたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（公園管理課）

イ 契約に関する事務

(ア) 契約事務取扱規程によると、検査員は、検査を行ったときは、検査書により、主管課長に対して報告しなければならない（工事検査書（しゅん工）に課長の決裁を受ける。）と規定されているが、南郷公園植栽小破修繕及び南郷公園土留小破修繕に係る修繕料の支出において、工事検査書（しゅん工）に課長の決裁を受けておらず、また、しゅん工届も課長の決裁を受けていなかったため、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改め

られたい。

(公園管理課)

(イ) 契約事務取扱規程によると、検査員は、検査を行ったときは、検査書により、主管課長に対して報告しなければならない(工事検査書(しゅん工)に課長の決裁を受ける。)と規定されているが、鷹取公園雨水排水等小破修繕に係る修繕料の支出において、工事検査書(しゅん工)に課長の決裁を受けておらず、また、検査員の押印もなかったため、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(公園管理課)

ウ 財産管理に関する事務

(ア) 郵便切手、はがき等の管理において、物品会計規則に規定された物品受払簿とは異なる所属長印及び受領印のない受払簿で管理を行っていたため、必要な措置を講じるとともに、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(公園管理課)

(イ) 環境政策部が所管している公園において、都市公園法に基づく公園施設設置許可及び公園占用許可の申請手続(更新手続も含む)が行われていない防犯カメラなどの設置物及び広報掲示板などの占用物件があったため、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。

(公園管理課)

(2) 意見

くりはま花の国冒険ランド遊具設置工事のアドベンチャー号の基礎コンクリートの敷均作業は、作業範囲の狭小、地盤の傾斜等を配慮し人力打設により設計しているが、請負者はバックホウを使用しコンクリートの打設を行っている。これについては、請負者の選択範囲ではあるものの、施工状況写真を見る限りにおいて、バックホウの作業半径内で作業員が作業を行い人力と機械施工が混同している状況であり、十分な安全管理対策が講じられていることが確認できなかった。

今後は、国土交通省建設機械施工安全指針等を踏まえ、請負者に対する安全管理に係る適切な指導及び監督方法を検討されたい。

(公園建設課)

(別表)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契 約 金 額	契 約 年 月 日	工 事 期 間
くりはま花の国冒 険ランド遊具設置 工事 (公園建設課)	133,636,800円	令和元年9月25日	令和元年9月25日 ～ 令和2年5月14日
中央公園リニュー アル工事 (公園建設課)	238,158,800円	令和2年6月18日	令和2年6月18日 ～ 令和3年3月26日
貝山地下壕整備工 事 (公園建設課)	37,127,200円	令和2年7月30日	令和2年7月30日 ～ 令和3年1月6日
横須賀スタジアム ナイター照明改修 工事 (公園建設課)	199,846,672円	令和2年9月1日	令和2年9月1日 ～ 令和3年3月4日
長井海の手公園空 調設備改修工事 (公園建設課)	31,554,600円	令和2年10月7日	令和2年10月7日 ～ 令和3年3月11日
旗山崎公園園路整 備工事 (公園建設課)	15,279,000円	令和2年10月27日	令和2年10月27日 ～ 令和3年2月24日
馬堀海岸公園プー ルろ過設備改修工 事 (公園建設課)	40,074,461円	令和2年11月9日	令和2年11月9日 ～ 令和3年3月10日
馬堀海岸公園駐車 場整備工事 (公園建設課)	20,462,200円	令和3年1月21日	令和3年1月21日 ～ 令和3年3月15日

消防局監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

消防局の所管に属する令和2年4月1日から令和3年2月28日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和3年4月16日から同年6月30日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 予算の執行に関する事務

ア 公文書管理規則によると「予算、決算及び出納に関する決裁文書」の保存期間は「第3種 5年保存」とされているが、「16m級はしご付消防自動車分解整備修繕」に係る予算執行伺の保存期間が「第5種 1年保存」と設定されていたので、公文書管理規則に基づいた適正な保存期間を設定されたい。

(警防課)

イ 職員服務規程によると、職員は、出張をするときは、出張命令書により上司の決裁を受けなければならないとされているが、消防活動事業における令和2年9月分の出張において、出張命令書が作成されていないことにより上司の決裁を受けておらず、職員に対する旅費が支給されていないものがあつた。必要な措置を講じるとともに、今後は、職員服務規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(警防課)

ウ 専決規程によると、消防局の課長の市外出張命令は局長専決事項とされているが、令和2年10月分の出張命令書(甲様式)において、警防課長の市外出張を同課長の決裁により決定していたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(警防課)

エ 職員のサービスの宣誓に関する条例によると、新たに職員となった者は、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないとされているが、会計年度任用職員の任用において、宣誓書に署名がされていないので、今後は、職員のサービスの宣誓に関する条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(救急課)

(2) 支出に関する事務

ア 令和2年10月に行われた高規格救急自動車(4台分)の中間検査への職員派遣に伴う旅費(委託対象外分)において、旅費額の算出誤りにより支給超過が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

(警防課)

イ 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日（休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に提出しなければならないとされているが、次の支出について、定期監査における現金の調査（令和3年5月19日）時点において休日を除く10日を超えて資金前渡の精算が行われていなかったため、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・救急救命士免許申請手数料（用務終了日 令和3年4月12日）
 - ・救急救命士免許申請に係る登録免許税（用務終了日 令和3年4月12日）
- （救急課）

(3) 契約に関する事務

契約規則によると、50万円以下の随意契約にあつては、契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって請書等に代えることができるとされており、当該見積書には、契約の履行に必要なとされる納入期限の記載が必要となる。中央救急車発電機等交換整備について、請書等に代えて納入期限が記載された見積書をもって契約手続を行っていたが、納入期限が契約日より前となっていたため、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（中央消防署）

(4) 財産管理に関する事務

はがきの管理において、物品受払簿が作成されておらず、受払いの経過が明らかにされていなかったため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

（予防課）

(別表)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
消防局庁舎2階 コンピュータ室 ほか空調設備改 修工事 (総務課)	56,519,938円	令和2年8月26日	令和2年8月26日 ～ 令和3年2月26日
消防総合センタ ー講堂空調設備 改修工事 (総務課)	21,764,600円	令和2年9月17日	令和2年9月17日 ～ 令和3年3月5日

